

○ 農業土木工事共通仕様書（平成20年5月20日付け農計第182号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1編 共通編 ～ 第2編 工事別編 [略]</p> <p>工事の情報共有システム活用要領 [略]</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 ～ 1-1-13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1 ～ 4 [略]</p> <p><u>5 1の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び1の受注者の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。</u></p> <p><u>なお、名札は図-1-1-1を標準とする。</u></p> <p><u>また、監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>監理（主任）技術者（監理技術者補佐）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>氏 名 ○○ ○○</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p><u>写真</u></p> <p><u>2.4 cm × 3.0 cm</u></p> <p><u>運転免許証サイズ</u></p> </div> <div style="text-align: left;"> <p><u>工事名 ○○改良工事</u></p> <p><u>工 期 自○○年○○月○○日</u></p> <p><u>至○○年○○月○○日</u></p> </div> </div> <p style="text-align: center;"><u>会 社 ◇◇建設株式会社</u></p> </div> <p><u>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>図1-1-1 名刺の標準図</u></p> <p><u>6 ～ 10 [略]</u></p> <p>1-1-15 ～ 1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1 ～ 3 [略]</p> <p>4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p>5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1編 共通編 ～ 第2編 工事別編 [略]</p> <p>工事の情報共有システム活用要領 [略]</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 ～ 1-1-13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1 ～ 4 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>5 ～ 9 [略]</u></p> <p>1-1-15 ～ 1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1 ～ 3 [略]</p> <p>4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト</p>

混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

7 [略]

1-1-23 ~ 1-1-29 [略]

1-1-30 施工管理

1 ~ 3 [略]

4 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

1-1-31 ~ 1-1-48 [略]

1-1-49 保険の付保及び事故の補償

1 [略]

2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

3 ~ 4 [略]

1-1-50 [略]

第2章 材 料

第1節 一般事項 ~ 第4節 石材及び骨材 [略]

第5節 鋼 材

2-5-1 [略]

2-5-2 鋼 材

[略]

1 ~ 3 [略]

4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

(1) ~ (9) [略]

(10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1~4、DS、DPF

(11) ~ (15) [略]

(16) J D P A G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、A

W

5 [略]

2-5-3 ~ 2-5-5 [略]

2-5-6 鉄線じゃかご

鉄線じゃかごの規格及び品質は、以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき膜厚 42 μ m 以上のめっき鉄線を使用するものとする。

(1) [略]

2-5-7 [略]

第6節 セメント及びセメント混和材料 ~ 第8節 瀝青材料 [略]

第9節 合成樹脂製品等

混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

7 [略]

1-1-23 ~ 1-1-29 [略]

1-1-30 施工管理

1 ~ 3 [略]

[新設]

1-1-31 ~ 1-1-48 [略]

1-1-49 保険の付保及び事故の補償

1 [略]

[新設]

2 ~ 3 [略]

1-1-50 [略]

第2章 材 料

第1節 一般事項 ~ 第4節 石材及び骨材 [略]

第5節 鋼 材

2-5-1 [略]

2-5-2 鋼 材

[略]

1 ~ 3 [略]

4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

(1) ~ (9) [略]

(10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1~4. 5

(11) ~ (15) [略]

[新設]

5 [略]

2-5-3 ~ 2-5-5 [略]

2-5-6 鉄線じゃかご

鉄線じゃかごの規格及び品質は、以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量 300 g / m² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。

(1) [略]

2-5-7 [略]

第6節 セメント及びセメント混和材料 ~ 第8節 瀝青材料 [略]

第9節 合成樹脂製品等

2-9-1 一般事項

1 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) ～ (12) [略]

(13) FRPM K 111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)

2 [略]

第10節 芝及びそだ ～ 第11節 目地及び止水材料 [略]

第12節 塗料

2-12-1 ～ 2-12-3 [略]

2-12-4 ダクタイル鑄鉄管塗装

ダクタイル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1 直管部

内面 J I S A 5314 (ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング)

J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)

J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)

J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 113 (水道用ダクタイル鑄鉄管)

2 異形管部

内面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)

J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)

J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)

J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)

3 継手部

J W W A K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)

J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)

J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)

J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

第3章 施工共通事項

第1節 適用 ～ 第11節 一般舗装工 [略]

第12節 安全施設工

3-12-1 [略]

3-12-2 安全施設工

1 ～ 8 [略]

9 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛めっき仕様等が設計図書に示されていない場合、表3-12-1又は同等以上の製品とする。

2-9-1 一般事項

1 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) ～ (12) [略]

[新設]

2 [略]

第10節 芝及びそだ ～ 第11節 目地及び止水材料 [略]

第12節 塗料

2-12-1 ～ 2-12-3 [略]

2-12-4 ダクタイル鑄鉄管塗装

ダクタイル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1 直管部

内面 J I S A 5314 (ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング)

[新設]

[新設]

[新設]

外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 113 (水道用ダクタイル鑄鉄管)

2 異形管部

内面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)

[新設]

[新設]

[新設]

外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)

3 継手部

J W W A K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)

[新設]

[新設]

[新設]

第3章 施工共通事項

第1節 適用 ～ 第11節 一般舗装工 [略]

第12節 安全施設工

3-12-1 [略]

3-12-2 安全施設工

1 ～ 8 [略]

9 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛めっき仕様等が設計図書に示されていない場合、表3-12-1又は同等以上の製品とする。

表 3-12-1 溶融亜鉛めっき等の仕様

塗装仕様	柱材、胴縁	金具	網線材径mm	網目mm
溶融亜鉛めっき	HD Z <u>T56-56μm</u>	HD Z <u>T49</u>	3.2	56
塩ビ被覆	HD Z <u>T56-56μm</u>	HD Z <u>T49</u>	3.2	50
めっき着色塗装	HD Z <u>T56-56μm</u>	HD Z <u>T49</u>	3.2	56

第13節 地盤改良工 ～ 第21節 共通仮設費 [略]

第2編 工事別編

第1章 ほ場整備工事 ～ 第2章 農用地造成工事 [略]

第3章 舗装工事、道路改良工事

第1節 適用 ～ 第13節 路面排水工 [略]

第14節 付帯施設工

3-14-1 ～ 3-14-2 [略]

3-14-3 標識工

1 ～ 2 [略]

3 標識工

(1) [略]

ア ～ タ [略]

チ 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その膜厚をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HD Z T77）77 μ m（片面の膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HD Z T63）63 μ m以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HD Z T49）49 μ m（片面の膜厚）以上とするものとする。

ツ ～ ナ [略]

(2) ～ (3) [略]

3-14-4 ～ 3-14-7 [略]

第4章 水路トンネル工事 ～ 第20章 推進工事 [略]

工事の情報共有システム活用要領 [略]

表 3-12-1 溶融亜鉛めっき等の仕様

塗装仕様	柱材、胴縁	金具	網線材径mm	網目mm
溶融亜鉛めっき	HD Z <u>40-400g/m²</u>	HD Z <u>35</u>	3.2	56
塩ビ被覆	HD Z <u>40-400g/m²</u>	HD Z <u>35</u>	3.2	50
めっき着色塗装	HD Z <u>40-400g/m²</u>	HD Z <u>35</u>	3.2	56

第13節 地盤改良工 ～ 第21節 共通仮設費 [略]

第2編 工事別編

第1章 ほ場整備工事 ～ 第2章 農用地造成工事 [略]

第3章 舗装工事、道路改良工事

第1節 適用 ～ 第13節 路面排水工 [略]

第14節 付帯施設工

3-14-1 ～ 3-14-2 [略]

3-14-3 標識工

1 ～ 2 [略]

3 標識工

(1) [略]

ア ～ タ [略]

チ 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HD Z 55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HD Z 45）450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HD Z 35）350g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。

ツ ～ ナ [略]

(2) ～ (3) [略]

3-14-4 ～ 3-14-7 [略]

第4章 水路トンネル工事 ～ 第20章 推進工事 [略]

工事の情報共有システム活用要領 [略]

施工体制台帳

【会社名・事業者ID】

【事業所名・現場ID】

建設業の許可 table with columns: 許可業種, 許可番号, 許可(更新)年月日

工事名称及び工事内容 table with columns: 建設業の許可, 許可業種, 許可番号, 許可(更新)年月日

契約営業所 table with columns: 区分, 名称, 住所

健康保険等の加入状況 table with columns: 保険加入の有無, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険

発注者の監督職員名 table with columns: 職限及び意見申出方法, 工事の施工に関する一切の管理

監督職員名 table with columns: 現場代理人名, 職限及び意見申出方法

主任技術者 table with columns: 職限及び意見申出方法, 資格内容

一号特定技能外国人の従事状況 table with columns: 有無, 外国人建設従業者の従事状況

- (記入要領) 1. この様式は元請が作成し、一次下請負者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負者別の施工体制台帳として使用する。 2. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載してある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 3. 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 4. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等での工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 5. 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。 6. 健康保険等の加入状況の記入要領は次のとおり。 7. 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 8. 外国人建設従業者が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 9. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 10. 監理技術者補佐職は、配置を希望する場合のみ記載すること。

＜下請負人に関する事項＞

会社名 table with columns: 会社名, 事業者ID, 代表者名, 住所, 電話番号, 工事名称及び工事内容, 工期

建設業の許可 table with columns: 許可業種, 許可番号, 許可(更新)年月日

健康保険等の加入状況 table with columns: 保険加入の有無, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険

現場代理人名 table with columns: 職限及び意見申出方法, 資格内容

一号特定技能外国人の従事状況 table with columns: 有無, 外国人建設従業者の従事状況

- (主任技術者、専門技術者の記入要領) 1. 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付すこと。 2. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等での工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 3. 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する) ①経験年数による場合 ②資格等による場合 ③経験年数による場合 ④資格等による場合

- (健康保険等の加入状況の記入要領) 1. 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理番号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理番号等を記載すること。 2. 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。 3. 健康保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。 4. 厚生年金保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号を記載すること。 5. 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。 6. 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 7. 外国人建設従業者が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 8. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。

施工体制台帳

【会社名・事業者ID】

【事業所名・現場ID】

建設業の許可 table with columns: 許可業種, 許可番号, 許可(更新)年月日

工事名称及び工事内容 table with columns: 建設業の許可, 許可業種, 許可番号, 許可(更新)年月日

契約営業所 table with columns: 区分, 名称, 住所

健康保険等の加入状況 table with columns: 保険加入の有無, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険

発注者の監督職員名 table with columns: 職限及び意見申出方法, 工事の施工に関する一切の管理

監督職員名 table with columns: 現場代理人名, 職限及び意見申出方法

主任技術者 table with columns: 職限及び意見申出方法, 資格内容

一号特定技能外国人の従事状況 table with columns: 有無, 外国人建設従業者の従事状況

- (記入要領) 1. この様式は元請が作成し、一次下請負者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負者別の施工体制台帳として使用する。 2. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載してある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 3. 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 4. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等での工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 5. 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。 6. 健康保険等の加入状況の記入要領は次のとおり。 7. 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 8. 外国人建設従業者が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 9. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 10. 監理技術者補佐職は、配置を希望する場合のみ記載すること。

＜下請負人に関する事項＞

会社名 table with columns: 会社名, 事業者ID, 代表者名, 住所, 電話番号, 工事名称及び工事内容, 工期

建設業の許可 table with columns: 許可業種, 許可番号, 許可(更新)年月日

健康保険等の加入状況 table with columns: 保険加入の有無, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険

現場代理人名 table with columns: 職限及び意見申出方法, 資格内容

一号特定技能外国人の従事状況 table with columns: 有無, 外国人建設従業者の従事状況

- (主任技術者、専門技術者の記入要領) 1. 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付すこと。 2. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等での工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 3. 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する) ①経験年数による場合 ②資格等による場合 ③経験年数による場合 ④資格等による場合

- (健康保険等の加入状況の記入要領) 1. 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理番号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理番号等を記載すること。 2. 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。 3. 健康保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。 4. 厚生年金保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号を記載すること。 5. 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。 6. 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 7. 外国人建設従業者が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。 8. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○を付けること。

様式第 42 号

確認欄	総括監督員	主任監督員	監督員

施 工 段 階 確 認 簿

年 月 日

主任監督員 (氏名) 殿

受注者 住 所
会社名等
現場代理人

整理番号 ○

工事名：						
確認日： 年 月 日			確認場所：			
工 種：			確認者氏名：監督職員 ○ ○ ○ ○			
1. 確認内容						
2. 確認結果						
確認内容	設計値 (mm)	管理基準値 (mm)	確認時実測 値 (mm)	設計値との 差 (mm)	管理基準値 との差 (mm)	備 考
上記により行った施工段階確認の結果、 <input type="checkbox"/> 施工管理基準値内 (<input type="checkbox"/> 規格値内) で施工 されて <input type="checkbox"/> いた。 <input type="checkbox"/> いない。 指示事項 _____ _____ _____						
3. 確認状況写真 (監督職員が立会 <u>又は遠隔確認</u> した場合は <u>添付不要</u>)						
(1) 全 景						
写			真			
(2) 各寸法表示箇所						
写			真			
(3)						
写			真			

(注) 1. 施工段階確認で撮影した写真 (監督職員が立会又は遠隔確認した場合は添付不要) は、全て施工段階確認簿で整理するものとし、別途工事写真で整理する必要はない。
2. 施工段階確認に係るその他の必要資料は、本確認簿とセットで保管するものとする。

様式第 42 号

確認欄	総括監督員	主任監督員	監督員

施 工 段 階 確 認 簿

年 月 日

主任監督員 (氏名) 殿

受注者 住 所
会社名等
現場代理人

印

整理番号 ○

工事名：						
確認日： 年 月 日			確認場所：			
工 種：			確認者氏名：監督職員 ○ ○ ○ ○			
1. 確認内容						
2. 確認結果						
確認内容	設計値 (mm)	管理基準値 (mm)	確認時実測 値 (mm)	設計値との 差 (mm)	管理基準値 との差 (mm)	備 考
上記により行った施工段階確認の結果、 <input type="checkbox"/> 施工管理基準値内 (<input type="checkbox"/> 規格値内) で施工 されて <input type="checkbox"/> いた。 <input type="checkbox"/> いない。 指示事項 _____ _____ _____						
3. 確認状況写真 (監督職員が立会 <u>い</u> した場合は不要)						
(1) 全 景						
写			真			
(2) 各寸法表示箇所						
写			真			
(3)						
写			真			

(注) 1. 施工段階確認で撮影した写真は、全て施工段階確認簿で整理するものとし、別途工事写真で整理する必要はない。
2. 施工段階確認に係るその他の必要資料は、本確認簿とセットで保管するものとする。